

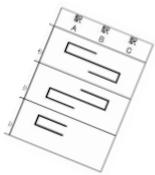


HPはこちら

乗務員運用行路表における 「その他時間」等に関する申し入れを提出！

東日本ユニオンは10月31日、申第2号「2023年3月ダイヤ改正における『その他時間』に関する申し入れ」の団体交渉を開催しました。

団体交渉ではシステム上、表記が異なることや乗務員勤務制度上、想定していない働き方を疑わざるを得ない解釈が散見されました。



これらは時々により判断する人がルールとなり、制度から逸脱してしまうことや賃金未払いが発生することが危惧されます。その様なことから12月4日に申第15号「乗務員運用行路表における『その他時間』等に関する申し入れ」を経営側に提出しました。

《申し入れ項目》

1. 「その他時間」の業務内容はダイヤ改正時に指定し、基本運用行路表に明記すること。
2. 列車運行に直接関わらない業務は「その他時間」として基本運用行路表に明記すること。
3. 基本運用行路表に「その他時間」の開始・終了時刻を明記すること。
4. 準備時間、整理時間、折り返し時間の作業や時間を分断し「その他時間」の業務を指定しないこと。指定する場合は新たなモデル時間を設置して、列車運行に直接関わる業務と列車運行に直接関わらない業務の時間を明確にすること。
5. 乗務割交番上「その他時間」における作業負担の平等性を維持するために、社員発信の業務は認めないこと。
6. 枠外行路である短時間行路は労働時間調整を主とする時間であることから「その他時間」ではなく、新たに定義付けをすること。
7. 2018年度申第3号で議論した「育児・介護勤務A適用者の短時間行路は必要に応じて行路分割し、枝番運用とすること」の要求に対して「システムが理由で出来ない」と回答していたことから、システム改修を実施し、各区所の実態に合わせた運用を行うこと。また、要員算出は枝番運用を前提とした要員とすること。
8. 1項目から7項目を各支社、各本部に徹底し、次期ダイヤ改正から運用すること。
9. 乗務割交番作成規程に関して、統括センターの「1勤務」は作業場所（従前の区所）における始業時刻から終業時刻と定めること。